

## 令和7年度 まんのう町带状疱疹ワクチン定期接種実施要領

(広域予防接種実施医療機関用)

### 1 対象者

町内に住所を有する (1) または (2) に該当する者

(1) 年度内に65, 70, 75, 80, 85, 90, 95, 100歳※の年齢となる者

(※令和7年度のみ100歳以上の者全員を含む。)

(2) 60歳以上65歳未満の者で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により身体障害者手帳1級を有する方 (※接種日時点の年齢)

※令和7年度の接種対象者

年齢	生年月日
65歳	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日
70歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日
75歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日
80歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日
85歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日
90歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日
95歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日
100歳以上	大正15年4月1日以前に生まれた方

※過去に带状疱疹予防接種 (生ワクチンを1回または、組換えワクチンを2回) を受けたことがあり、当該予防接種を受ける必要がないと認められる場合は、対象外となります。

### 2 実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日 (休診日を除く)

### 3 対象ワクチンと接種方法、接種条件

	乾燥弱毒生水痘ワクチン (生ワクチン)	乾燥組換え带状疱疹ワクチン (組換えワクチン)
接種方法・間隔	1回皮下に接種	2回筋肉内に接種 (2か月以上の間隔をおく) ※医師が医学的知見に基づき必要と認める者については、1か月以上の間隔において2回筋肉内に接種する。
接種条件	病気や治療によって、免疫が低下している方は接種できません。	免疫の状態に関わらず接種可能

### 4 助成回数、自己負担金

	生ワクチン	組換えワクチン
助成回数 (上限)	1回	2回
自己負担金	2,500円	6,500円/回

※生活保護世帯および町民税非課税世帯の者は下記のいずれかの書類を持参することにより自己負担金は免除 (無料) となります。(別紙参照) 組換えワクチンは2枚必要。

- ・令和7年度介護保険料の通知書2ページ目のコピー  
(4月～6月に接種する場合は令和6年度の通知書)
- ・予防接種費用免除申請書
- ・介護保険負担限度額認定書のコピー

## 5 委託料（消費税込）

生ワクチン	8, 8 6 0円
組換えワクチン	2 2, 0 6 0円
接種ができなかった者への診察料	1, 7 9 0円

## 6 接種の流れ

- (1) 町は対象者に案内、予診票、接種済証等を個別通知し、広報誌、行政告知放送等で周知する。
- (2) 接種希望者は自分で医療機関に連絡し、予約を取る。
- (3) 町は広域実施医療機関に対し、広域実施要領、予防接種費用免除（無料）の取り扱いについて、請求書及び被接種者名簿、带状疱疹の予防接種についての説明書のダウンロードを依頼する。町は医療機関より申し出があった場合は書類を送付する。
- (4) 接種希望者は予診票、接種済証、マイナ保険証等を持参し、医療機関を受診する。
- (5) 医療機関は、マイナ保険証等により本人確認、対象者であることの確認を慎重に行う。
- (6) 医療機関は、予診票の記入内容を確認し、接種を行う。
- (7) 接種後、医療機関は被接種者より自己負担金を徴収し、予防接種済証を発行する。  
生ワクチンを接種した場合は、被接種者に2回目の予診票を破棄するように伝える。  
組換えワクチン（1回目）の場合は、2回目の接種時期について説明する。

## 7 委託料の請求

- (1) 医療機関は1か月単位で請求書、被接種者名簿、予診票を添付して翌月10日までに町へ請求する。
  - ・生活保護世帯および町民税非課税世帯の者については、上記4に示す書類を添付する。
  - ・予診の結果、接種できなかった場合は予診票を添付する。
- (2) 請求を受けた町は、医療機関に30日以内に支払う。

## 8 その他

- (1) 带状疱疹にかかったことのある者についても定期接種の対象とする。
- (2) 定期接種の対象者が既に一部の接種を任意接種として行った場合は、残りの接種を定期接種として扱う。（1回目は任意接種の場合、2回目のみ定期接種として取り扱う）
- (3) 带状疱疹ワクチンの交接種は定期接種としては認められない。  
（1回目に生ワクチン、2回目に組換えワクチンの接種は不可）
- (4) いずれの带状疱疹ワクチンも、医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチン、新型コロナワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン等と同時接種できる。ただし、生ワクチンについては、他の注射生ワクチンと27日以上あける必要がある。
- (5) 本要領に取り決めのない事項が生じた場合は、その都度協議して決める。